

# 財産税帰着の一般均衡分析<sup>\*)</sup>

——都市部門に失業がある場合——

角 野 浩

## 1. はじめに

伝統的な財産税帰着の分析は、Mieszkowski [14] 等によって New View としてまとめられている。Mieszkowski [14] は、Harberger [8] の法人部門と非法人部門の2部門からなる経済の分析に対し、2つの地方政府からなる2地域経済を設定し分析を行っている。<sup>1)</sup> Mieszkowski [14] の New View は次のように要約できるであろう。資本に対する財産税を全地域で課税する場合には、profit effect (要素代替効果) が支配的となり、その平均税率に相当する部分を資本家が負担することになる。一方、特定地域が他地域より高い税率の財産税を課税する場合には、excise effect (需要代替効果) を通じて当該地域の移動不可能要素の所有者、つまり、労働者または土地所有者等に税負担を転嫁し、さらに、当該地域で生産される財・サービスの価格上昇を通じて消費者に転嫁されることになる。しかし、Mieszkowski 以降の研究では、財産税が全地域に共通税率で課税される場合には、資本に相対的に重い税負担をかけることがわかり、一方、各地域に選択的な課税がなされる場合には、資本集約的な地域への財産税は、資本に相対的に重い税負担をかける可能性がある事が指摘されている。<sup>2)</sup>

次に、最近の租税帰着分析の展開では、経済の内部構造に視点を当てた分析が試みられている。Atkinson and Stiglitz [2], Behuria [4] および Miyagiwa [15] 等がその例で、Harris and Todaro [9] モデル (以下、HT モデルと略す) を用いて経済に余剰労働 (失業) が存在する事を考慮した帰着分析を行っている。HT モデルは、経済が失業の存在する都市と完全雇用の農村の2つの地域からなる状況を考え、都市では労働組合の影響や最低賃金率の制度化によって失業が生じることをモデル化している。失業問題としては、Basu [3], Bhagwati and Srinivasan [6]

\*) 本稿は平成3年10月27日に青山学院大学に於て行われた「日本財政学会第48回大会」で報告したものに加筆・修正したものである。学会報告に際し有益なコメントを頂いた創価大学の長谷部秀孝助教授、及び本稿の執筆に際し御指導下さった前名古屋市立大学牛嶋正教授並びに名古屋市立大学山田雅俊教授に深く感謝申し上げます。なお、言うまでもなく本稿における一切の誤りは筆者の責任である。

1) Aaron [1], Courant [7], McLure [13] 等を参照せよ。

2) 本間 [11] を参照せよ。

等が詳細な議論を行っている。また、Miyagiwa[15]は、失業を都市地域に特化的な現象と捉え、都市地域の賃金率は財価格に関する明示的な賃金インデクセーションで決まるモデルを導入した。<sup>3)</sup>

第3に、これまでの租税帰着の分析は、課税後の要素所得分配に対する影響のみを対象としてきたが、最近では、税収の移転支出を考慮した厚生効果を考察しようという試みがなされている。Lin[12]は、2つの地方政府からなる2地域経済を想定している。そこでは、均衡予算帰着の前提にたち各地方政府の予算規模の変更時の収入と支出の両面における分配効果を総合し、厚生効果を検討する分析を行っている。つまり、特定地域に財産税を課税した場合には、その政府税収を域内の消費者に一括所得移転することを仮定し、最終的な所得変化を分析している。<sup>4)</sup>

本稿の目的は、以上のような3つの点をふまえて帰着分析を総合的に捉え、経済の特定地域に失業が存在する状況における財産税帰着の一般均衡分析を行い、その厚生効果を検討することである。第1に、Miyagiwa[15]では、資本と労働の2つの要素が考慮されたが、本稿では、少なくとも1つの地域には地域間の移動が不可能な土地という第3の要素があることを仮定し、その状況における帰着分析を行うことである。<sup>5)</sup>第2に、Lin[12]にしたがって財産税を厚生効果についても検討する。すなわち、Miyagiwa[15]では考慮されていないが、政府は財産税収を移転支出することを考慮し、最終的に各消費者の厚生がどのように変化するかを検討する。第3に、失業者に財産税収の移転支出を行う場合と失業手当を付与する場合の失業率への影響を考察し、さらに両者の厚生効果に与える影響を比較する。

本稿では以下の順序にしたがって議論を展開する。第2節では、本稿で用いられる第3の固定的な要素である土地を含んだHTモデルを説明する。第3節で財産税帰着の分析を行い、第4節で財産税の課税と失業手当の支給による失業率への影響と両者の各消費者の厚生効果への影響が比較・検討される。そして、第5節で結論および残された問題を指摘する。

## 2. モデル

### 2.1 基本仮定

本稿では次のような経済モデルを仮定する。

---

3) 賃金インデクセーションについては、Benassy[5]を参照せよ。

4) 労働者を例に取れば、賃金所得に財産税の移転支出を加えて総合所得とし、課税によりその所得がどのような影響を受けるかを分析することになる。Henderson[10]も厚生効果を分析している。

5) Harris and Todaro[9]では、都市部門に失業が生じる説明として、開発途上国の経済を想定していた。したがって、本稿でもその議論の中で問題の所在を求め、農村部門では土地が不可欠な要素として捉えている。しかし、先進国の経済を想定すれば、土地は都市部門に固定資産として土地を考慮すべきであるかも知れない。

- (1) 経済には2つの部門が存在し、各々、都市部門及び農業部門と呼ぶ。(Harberger〔8〕にしたがえば前者を法人部門、後者を非法人部門と考えてもよい。)
- (2) 経済には、資本、労働および土地の3要素が存在し、各々、総供給量は一定とする。都市部門(法人部門)は資本と労働のみを用い、農業部門(非法人部門)では3要素全てを用いて生産が行なわれるとする。すなわち、土地は農業部門でのみ用いられる固定要素と考える。<sup>6)</sup>
- (3) 資本と土地は完全に雇用されると仮定する。他方、労働は失業の可能性が存在すると仮定する。HTモデルでは、経済には労働組合や最低賃金率の制度化等により賃金の下方硬直性があることが失業が生じる要因であると考えられている。そこでは、農業部門の賃金率は競争的に決定されるが、都市部門の賃金率は外生的に与えられるとする。また、賃金率の違いが、労働者の農村部門から都市部門への移住動機を生じさせ、都市部門の期待賃金率が農村部門の賃金率と均等した時に移住はなくなるとする。また、都市部門の賃金率は、労働組合等の諸状況により財価格に関する明示的なインデクセーションで外生的に決定されるとする。<sup>7)</sup>したがって、失業は都市部門のみに生じる部門特化的な現象として捉えることができる。
- (4) HTモデルでは、労働者が失業している間は、所得を受け取らないと仮定されたが、本稿では、Miyagiwa〔15〕で考慮されているように失業者に失業手当を付与することを仮定する。
- (5) 経済は標準的な完全競争的な2部門の一般均衡モデルを考え、生産関数は1次同時な凹関数を仮定する。また、資本と労働は部門間の移動が可能であるとし、土地は上述のように部門間の移動が不可能とする。
- (6) 地方政府が、都市部門の資本財産に一括的な財産税を課すこととし、これから税収を得て、全て部門内の住民に一括所得移転すると仮定する。この場合、政府と代表的家計の財需要に対する選好は同一であるとし、相似拡大的な効用関数を仮定する。したがって、財需要比率には、租税の歪みによる所得効果は生じず、相対価格のみに依存する。本稿で考慮する経済は、都市部門の資本に財産税を課すが、初期に税率がゼロであるとし、均衡予算帰着の前提にたち、地方政府の予算規模の変更時の収入と支出の両面の分配上の効果(厚生効果)を陽表的に示すために各代表的家計の一括所得移転後の所得と相対価格とで表される間接効用関数を考慮する。<sup>8)</sup>

## 2.2 モデルの構造

モデルは、2つの財を生産する競争的な2部門を想定し、各々、第1財( $x_1$ )は都市部門、第2財( $x_2$ )は農業部門で生産される。 $K_0$ 、 $L_0$ 、 $M_2$ で示される資本、労働および土地の総供給量は一

6) このような仮定は、Behuria〔4〕等が行っている。

7) Benassy〔5〕、Miyagiwa〔15〕を参照せよ。

8) 先進国経済を想定する場合には、都市部門に土地を考慮した上で、固定資産税を課すべきであるかも知れない。

定を仮定するが、第1財は資本 ( $K_1$ ) と労働 ( $L_1$ ) を投入し、第2財は資本 ( $K_2$ )、労働 ( $L_2$ ) および土地 ( $M_2$ ) を投入し生産が行われるが、資本と労働は部門間移動が可能な要素とし、土地は農業部門に固定的な要素とする。

HT モデルでは、 $w_1$ 、 $w_2$  を、各々、都市部門と農業部門の賃金率とし、初期価格を1とする時、 $w_2$  は競争的に決定されるが、 $w_1$  は外生的に決定されていた。しかし、本稿では、Miyagiwa[15] にしたがって、 $w_1$  は財価格による明示的なインデクセーションで決定されると考え、次のようなルールを仮定する。

$$w_1 = F(p_1, p_2) \quad (1)$$

ただし、 $p_i$  は  $i$  財価格を示し、初期価格を1とし、貨幣錯覚はないものとし、関数  $F$  は財価格に対して一次同時を仮定する。

次に、HT モデルでは考慮されていない失業者への失業手当の付与を Miyagiwa[15] と同様な仮定で考慮し、 $z$ 、 $L_0$  を、各々失業手当、都市部門の失業者とすれば、 $U = (L_1 + L_0)/L_1$  で定義され、また、 $z$  は初期にゼロを仮定する時、都市および農業部門の賃金率との関係で表せば、 $w_1/U + (1-1/U)z = w_2$  となり、 $U$  を考慮して書き換えれば次式となる。

$$w_1 + (U-1)z = Uw_2 \quad (2)$$

生産物市場の完全競争条件は、財価格が限界費用と等しいことを保証するから以下のような関係式で表される。

$$c_1(w_1, rT) = p_1 \quad (3)$$

$$c_2(w_2, r, m) = p_2 = 1 \quad (4)$$

ただし、 $c_1(w_1, rT)$ 、 $c_2(w_2, r, m)$  を、各々、各部門の単位費用関数とし、 $r$ 、 $m$  および  $t$  を、各々、ネットの資本収益、土地レントおよび資本の一括財産税率とすれば、都市部門の資本財産への課税から、その部門の資本費用は  $r$  から  $r(1+t) = rT$  に上昇する。また、 $r$  と  $m$  の初期価格を1、また、 $t$  の初期税率をゼロとする。第2財の価格をニューメーラールに選び、 $p_2 = 1$  とする。

都市部門は資本と労働を、また、農業部門は資本、労働及び土地を用いて生産を行う一方で、

---

9)  $(1/U)$ 、 $(1-1/U)$  は、各々、都市部門の雇用確率と失業確率を示している。

費用は最小化されていると仮定する。ただし、資本と土地は完全に利用されているが、労働は余剰労働、つまり、失業が生じており次のような関係が成立する。

$$c_{L1}x_1 + c_{L2}x_2 + L_U = UC_{L1}x_1 + c_{L2}x_2 = L_0 \quad (5)$$

$$c_{K1}x_1 + c_{K2}x_2 = K_0 \quad (6)$$

$$c_{M2}x_2 = M_2 \quad (7)$$

ただし、 $c_{ij}$  は、 $j$  部門の単位費用関数の  $i$  要素価格に関する偏微係数であり、その要素の投入係数を表す。

財需給の比率は Harberger [8] にしたがえば、消費者の選好は同一で相似拡大的と仮定するから、財価格のみの関数として次の均衡条件が成立する。

$$x_1/x_2 = H(p_1) \quad (8)$$

最後に、都市部門で課税された資本財産税は、その部門の資本家、労働者および失業者に一括所得移転することが仮定されるから、各消費者の効用は次のように表される。

$$V_{K1} = (r + th_1r, p_1) \quad (9-1)$$

$$V_{L1} = (w_1 + tb_1r, p_1) \quad (9-2)$$

$$V_{LU} = (z + tb_Ur, p_1) \quad (9-3)$$

ただし、 $V_{K1}$ 、 $V_{L1}$ 、 $V_{LU}$  は、各々、都市部門の資本家、労働者および失業者の間接効用関数；また、 $h_1$ 、 $b_1$ 、 $b_U$  を各々、都市部門の資本家、労働者および失業者への財産税収の移転支出のシェアとすれば、 $1 > h_1 > 0$ 、 $1 > b_1 > 0$ 、 $1 > b_U > 0$  となる。<sup>10)</sup>

### 2.3 モデルの基本方程式

本小節ではモデルの基本方程式を提示する。まず、(1)の関数  $F$  を全微分すれば、 $\bar{w}_1 = v_1 \bar{p}_1 + v_2 \bar{p}_2$  が導かれる。ただし、 $v_i = (p_i/w_i)(\partial F/\partial p_i) \geq 0$  と定義され、 $v_1 + v_2 = 1$  である。ただし、( ) つけの変数はその変化率を示している。この時、両部門の初期賃金率は仮定から 1 であり、 $w_1 = w_2 = 1$  となる。すなわち、 $\bar{p}_2 = 0$  であることに注意すれば次式となる。

10) 都市部門の資本家、労働者および失業者の財産税収の移転支出を合わせたものが総額と考えられるから、 $b_1 + b_U + h_1 = 1$  となる。

$$\bar{w}_1 = v_1 \bar{p}_1 \quad (10)$$

次に (2) を全微分し、 $z=0$  で評価すれば次のようになる。

$$\bar{w}_1 + \phi dz = \bar{w}_2 + \bar{U} \quad (11)$$

ただし、 $\phi = (U-1)/w_1 > 0$  とする。

完全競争条件である (3) と (4) の全微分をすれば次式を得る。

$$\theta_{L1} \bar{w}_1 + \theta_{K1} (\bar{r} + \bar{T}) = \bar{p}_1 \quad (12)$$

$$\theta_{L2} \bar{w}_2 + \theta_{K2} \bar{r} + \theta_{M2} \bar{m} = \bar{p}_2 = 0 \quad (13)$$

ただし、 $\theta_{ij}$  は  $j$  部門の  $i$  要素の価値タームの粗分配シェアを表し、 $\theta_{L1} + \theta_{K1} = 1$ 、 $\theta_{L2} + \theta_{K2} + \theta_{M2} = 1$  である。

(10) と (12) から次式を得る。

$$\bar{w}_1 = \xi (\bar{r} + \bar{T}) \quad (14)$$

ただし、 $\xi = v_1 \theta_{K1} / (1 - v_1 \theta_{L1})$  とする。<sup>11)</sup>

要素雇用条件 (5)~(7) の全微分を求めるために、単位費用の偏微係数  $c_{ij}$  の変化率を導びければ次のような関係式が得られる。

$$\bar{c}_{L1} = -\theta_{K1} \sigma_{LK}^1 [\bar{w}_1 - (\bar{r} + \bar{T})] \quad (15-1)$$

$$\bar{c}_{K1} = \theta_{L1} \sigma_{LK}^1 [\bar{w}_1 - (\bar{r} + \bar{T})] \quad (15-2)$$

$$\bar{c}_{L2} = -\theta_{K2} \sigma_{LK}^2 (\bar{w}_2 - \bar{r}) - \theta_{M2} \sigma_{LM}^2 (\bar{w}_2 - \bar{m}) \quad (15-3)$$

$$\bar{c}_{K2} = \theta_{L2} \sigma_{LK}^2 (\bar{w}_2 - \bar{r}) - \theta_{M2} \sigma_{KM}^2 (\bar{r} - \bar{m}) \quad (15-4)$$

$$\bar{c}_{M2} = \theta_{L2} \sigma_{LM}^2 (\bar{w}_2 - \bar{m}) + \theta_{K2} \sigma_{KM}^2 (\bar{r} - \bar{m}) \quad (15-5)$$

ただし、 $\sigma_{LK}^1$ 、 $\sigma_{ij}^2$  ( $i, j = L, K, M; i \neq j$ ) は、各々、第1部門の要素代替弾力性および第2部門の  $i$  要素と  $j$  要素の代替の偏弾力性を表し正符号を定義する。したがって、(5)~(7) の全微分は、(10)、

11)  $1 \geq \xi \geq 0$  であることに注意しておこう。ただし、 $v_1 = 1 (=0)$  の時、 $\xi = 1 (=0)$  である。

(11), (14), (15-1)~(15-5) を用いて整理すれば次のような関係が導かれる。

$$U\lambda_{L1}\bar{x}_1 + \lambda_{L2}\bar{x}_2 = -g_{21}\bar{r} + g_{22}\bar{w}_2 - g_{23}\bar{m} - g_{24}\bar{T} - g_{25}dz \quad (16)$$

$$\lambda_{K1}\bar{x}_1 + \lambda_{K2}\bar{x}_2 = g_{31}\bar{r} - g_{32}\bar{w}_2 - g_{33}\bar{m} + g_{34}\bar{T} \quad (17)$$

$$x_2 = -g_{41}\bar{r} - g_{42}\bar{w}_2 + g_{43}\bar{m} \quad (18)$$

ただし、 $\lambda_{ij}$  は  $j$  部門の  $i$  要素の物理的な分配シェアを表し、 $U\lambda_{L1} + \lambda_{L2} = 1$ ,  $\lambda_{K1} + \lambda_{K2} = 1$  とし、 $g_{ij}$  は、各々、

$$g_{21} = U\lambda_{L1}[\theta_{K1}\sigma_{LK}^1(1-\xi) + \xi] + \lambda_{L2}\theta_{K2}\sigma_{LK}^2 > 0$$

$$g_{22} = U\lambda_{L1} + \lambda_{L2}\theta_{K2}\sigma_{LK}^2 + \lambda_{L2}\theta_{M2}\sigma_{LK}^2 > 0$$

$$g_{23} = \lambda_{L2}\theta_{M2}\sigma_{LM}^2 > 0$$

$$g_{24} = U\lambda_{L1}[\theta_{K1}\sigma_{LK}^1(1-\xi) + \xi] > 0$$

$$g_{25} = U\lambda_{L1}\phi > 0$$

$$g_{31} = \lambda_{K1}\theta_{L1}\sigma_{LK}^1(1-\xi) + \lambda_{K2}\theta_{L2}\sigma_{LK}^2 + \lambda_{K2}\theta_{M2}\sigma_{KM}^2 > 0$$

$$g_{32} = \lambda_{K2}\theta_{L2}\sigma_{LK}^2 > 0$$

$$g_{33} = \lambda_{K2}\theta_{M2}\sigma_{KM}^2 > 0$$

$$g_{34} = \lambda_{K1}\theta_{L1}\sigma_{LK}^1(1-\xi) \geq 0$$

$$g_{41} = \theta_{K2}\sigma_{KM}^2 > 0$$

$$g_{42} = \theta_{L2}\sigma_{LM}^2 > 0$$

$$g_{43} = \theta_{K2}\sigma_{KM}^2 + \theta_{L2}\sigma_{LM}^2 > 0$$

である。

最後に、財の需給均衡条件(8)を Atkinson and Stiglitz [2] 等の手法にしたがい全微分を行い、(10)と(14)を用いて書き換えれば次式となる。

$$\bar{x}_1 - \bar{x}_2 = -\sigma\bar{p}_1 = -g_5(\bar{r} + \bar{T}) \quad (19)$$

ただし、 $g_5 = \sigma\xi/v_1$  ( $v_1 \neq 0$ ) とする。<sup>12)</sup>

12)  $v_1 = 0$  の時、 $g_5 = \sigma\theta_{K1}$  である。

本稿で考える経済は、5個の未知数と(13)、(16)~(19)の5本の方程式で表され次のような体系を得る。

$$\begin{bmatrix} \theta_{K2} & \theta_{L2} & \theta_{M2} & 0 & 0 \\ g_{21} & -g_{22} & g_{23} & U\lambda_{L1} & U\lambda_{L2} \\ -g_{31} & g_{32} & g_{33} & \lambda_{K1} & \lambda_{K2} \\ g_{41} & g_{42} & -g_{43} & 0 & 1 \\ g_5 & 0 & 0 & 1 & -1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} \hat{r} \\ \hat{w}_2 \\ \hat{m} \\ \hat{x}_1 \\ \hat{x}_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 0 \\ -g_{24} \\ g_{34} \\ 0 \\ -g_5 \end{bmatrix} \hat{T} + \begin{bmatrix} 0 \\ -g_{25} \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{bmatrix} dz \quad (20)$$

## 2.4 分析の準備

本小節では、財産税帰着の分析をするために必要な基本定理を導くことにする。まず、(20)のLHSの係数行列式を $|J|$ とすれば、

$$|J| = (g_{21}\lambda_{L2}g_5)A + (g_{31} - \lambda_{K2}g_5)B + (g_{41} + g_5)C + \theta_{K2}D \quad (21)$$

ただし、

$$\begin{aligned} A &= \theta_{L2}(g_{33} + g_{43}) + \theta_{M2}(g_{42} - g_{32}) \\ B &= \theta_{L2}(g_{23} + g_{33}) + \theta_{M2}(g_{22} + g_{42}) \\ C &= \theta_{L2}(g_{23} - g_{33}) + \theta_{M2}(g_{22} + g_{32}) \\ D &= (g_{22} + g_{32})g_{43} + (g_{22} + g_{42})g_{33} - (g_{42} - g_{32})g_{23} \end{aligned}$$

である。一般的には $|J|$ の符号を確定することはできないので、以下の分析では次のような条件を考える。

### 条件1

農村部門の要素代替の偏弾力性、 $\sigma_{ij}^2$  ( $i, j = K, L, M; i \neq j$ ) がほとんどゼロに近いとする。

したがって、(20)の体系は次のようになる。

$$\begin{bmatrix} \theta_{K2} & \theta_{L2} & \theta_{M2} & 0 & 0 \\ g_{21} & -g_{22} & 0 & U\lambda_{L1} & U\lambda_{L2} \\ -g_{31} & 0 & 0 & \lambda_{K1} & \lambda_{K2} \\ 0 & 0 & 0 & 0 & 1 \\ g_5 & 0 & 0 & 1 & -1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} \hat{r} \\ \hat{w}_2 \\ \hat{m} \\ \hat{x}_1 \\ \hat{x}_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 0 \\ -g_{24} \\ g_{34} \\ 0 \\ -g_5 \end{bmatrix} \hat{T} + \begin{bmatrix} 0 \\ -g_{25} \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{bmatrix} dz \quad (20')$$

ただし,

$$g_{21} = g_{24} = U\lambda_{L1}[\theta_{K1}\sigma_{LK}^1(1-\xi) + \xi] \geq 0$$

$$g_{22} = U\lambda_{L1} > 0$$

$$g_{25} = U\lambda_{L1}\phi > 0$$

$$g_{31} = g_{34} = \lambda_{K1}\theta_{L1}\sigma_{LK}^1(1-\xi) \geq 0$$

$$g_{23} = g_{32} = g_{33} = g_{41} = g_{42} = g_{43} = 0$$

である.

この時, 次の定理を得る.

定理 1

条件 1 から,  $|J| > 0$  を得る.

ただし,

$$|J| = \theta_{M2}g_{22}[\lambda_{K1}g_5 + g_{31}] \quad (21')$$

である.

### 3. 財産税帰着と一般均衡分析

本節では, 失業の存在する経済の財産税帰着の一般均衡分析を行うこととし, 3.1 節で, 財産税の要素所得分配への影響を検討し, 次に 3.2 節で, 財産税が労働者の失業率にどのような効果を与えるかを検討する.

#### 3.1 財産税の所得分配効果

本小節は, 都市部門に失業のある経済の財産税帰着の分析を行うこととし, 財産税の要素所得

分配への影響を検討する。

まず、財産税導入の資本・労働分配率および土地・資本分配率の変化について見ることにしよう。Harberger では資本・労働分配率の変化は、 $d[wL_0/(rK_0)]/dT$  によって分析されていた。つまり租税負担の相対的なシェアは租税の要素所得分配の影響によって検討された。しかし、本稿のモデルでは失業が存在し、両部門で賃金率が等しくなる保証はない。そこで、Miyagiwa [15] にしたがって労働の総所得について、 $(L_1w_1+L_0v+L_2w_2)=w_2L_0$  が成立する事を利用し、 $d[w_2L_0/(rK_0)]/dT$  によって租税の要素所得分配への影響を見ることにしよう。<sup>13)</sup> また、資本・土地分配率および労働・土地分配率の変化は、各々、 $d[rK_0/(mM_2)]/dT$ 、 $d[w_2L_0/(mM_2)]/dT$  の要素所得分配の影響で見ることが出来る。したがって、これらの関係式の符号は  $(\hat{w}_2 - \hat{r})/\hat{T}$ 、 $(\hat{r} - \hat{m})/\hat{T}$  および  $(\hat{w}_2 - \hat{m})/\hat{T}$  の符号と同値であるから、(20) を条件 1 を考慮し、 $\hat{w}_2/\hat{T}$ 、 $\hat{r}/\hat{T}$  および  $\hat{m}/\hat{T}$  を解くことで求められる。すなわち、

$$\hat{r}/\hat{T} = -|J|^{-1} \cdot [\theta_{M2}g_{22}(\lambda_{K1}g_5 + g_{34})] \quad (22)$$

$$\hat{w}_2/\hat{T} = -|J|^{-1} \cdot [\theta_{M2}\{(U\lambda_{L1}g_5 - g_{24})g_{31} + (g_{34} + \lambda_{K1}g_5)g_{21}\}] \quad (23)$$

$$\hat{m}/\hat{T} = |J|^{-1} \cdot [U\lambda_{L1}\theta_{L2}g_{31} + \lambda_{K1}\theta_{K2}g_{22} + \lambda_{K1}\theta_{L2}g_{21}g_5 + (\theta_{K2}g_{22} + \theta_{L2}g_{21})g_{34} - \theta_{L2}g_{24}g_{31}] \quad (24)$$

である。

次に  $\hat{r}/\hat{T}$  の符号は前節の定理 1 が成立していれば確定することができ、次の定理を得る。

#### 定理 2

条件 1 のもとで、 $|J| > 0$  である時、 $\hat{r}/\hat{T} < 0$  を得る。

一般的には、条件 1 だけでは、 $\hat{w}_2/\hat{T}$  および  $\hat{m}/\hat{T}$  の符号は確定できないので、次のような条件を考えよう。

#### 条件 2

都市部門の賃金率の決定に関して財価格の完全インデクセーションを仮定しよう。すなわち、実質賃金に関するインデクセーションと考えられ、 $v_1=1$  ( $\xi=1$ ) となる。すなわち、

$$g_{31} = g_{34} = 0$$

したがって、これらの条件を用いると次の定理を得る。

13) 証明については、Miyagiwa [15] を参照せよ。

### 定理 3

条件 1 および条件 2 のもとで、 $|J| > 0$  である時、 $\bar{r}/\hat{T} < 0$ 、 $\hat{w}_2/\hat{T} < 0$ 、 $\hat{m}/\hat{T} > 0$  を得る。ただし、

$$|J| = \lambda_{K1} \theta_{M2} g_{22} g_5 \quad (21'')$$

$$\bar{r}/\hat{T} = -|J|^{-1} \cdot [\lambda_{K1} \theta_{M2} g_{22} g_5] \quad (22')$$

$$\hat{w}_2/\hat{T} = -|J|^{-1} \cdot [\lambda_{K1} \theta_{M2} g_{21} g_5] \quad (23')$$

$$\hat{m}/\hat{T} = |J|^{-1} \cdot [\lambda_{K1} (\theta_{K2} g_{22} + \theta_{L2} g_{21}) g_5] \quad (24')$$

である。

したがって、定理 3 のもとで、 $|J| > 0$  である時、(22')、(23') および (24') を用いると次の関係を得る。

$$(w_2 - \bar{r})/\hat{T} = 0$$

$$(\bar{r} - \hat{m})/\hat{T} < 0$$

$$(\hat{w}_2 - \hat{m})/\hat{T} < 0.$$

したがって、次の命題が成立する。

### 命題 1

農村部門の各要素の代替の偏弾力性がほとんどゼロに近い状態であり、財価格による完全な賃金インデクセーションが成立しているとする。この時、都市部門の地方政府の選択的な財産税の課税は、土地よりも資本及び労働に対して相対的に重い税負担をかける。また、資本と労働に対して中立的で、資本と労働に等しい税負担をかける。

この命題は、Miyagiwa [15] で導かれた結論の修正であり、財産税帰着の New View の修正の確認である。まず、Miyagiwa [15] では、農村部門の土地を考慮したモデルではなく資本と労働の要素代替に関する制約のない状況で帰着は明らかにされたが、農村部門の要素需要状況はあまり現実的ではなかったと考えられる。一方本稿では、第 3 の要素である土地を考慮したことにより、農村部門のより硬直的な要素需要状況が明らかになり、より現実的な結果を導くことができた。

本稿では、農村部門の要素需要の代替性に関して制約を加えたために、Miyagiwa [15] における要素集約条件は必ずしも必要としないことは、両者の結論の相違点と言えよう。

また、Mieszkowski [14] の財産税帰着の New View の要点は、特定地域に選択的に課す財産税は、excise effect が要素所得分配に影響を及ぼし、課税地域の移動不可能要素、およびその地域の財・サービス価格を通じて消費者に転嫁されるとしている。しかし、本稿の結論のように限定的な状況を仮定すれば、選択的な財産税に関しても資本に相対的に重い税負担をかけるという New View を修正した結論が導かれることが確認される。<sup>14)</sup>

さらに、本稿のモデルのように財価格による賃金インデクセーションを仮定し、農村部門の要素代替が非常に生じにくい状況を設定した場合には、農村部門に固定的な土地に税負担を転嫁するルートが閉ざされ、財産税は資本と労働に中立的で、両者に丁度等しい税負担をかけることになり、土地の租税負担は相対的に軽減される。

### 3.2 財産税の失業率への影響

本小節では、財産税の失業率への影響を見ることにする。まず、 $U$  の定義式 ( $U=1+L_v/L_1$ ) から、失業率は、 $L_v/L_0=(U-1)\lambda_{L1}$  で表されるから、これを全微分すれば次式となる。<sup>15)</sup>

$$\hat{L}_v = \hat{\lambda}_{L1} + [U/(U-1)]\hat{U} \quad (25)$$

(25) の RHS の第 2 項の  $U$  の効果について見ておこう。ここで、財産税の課税のみで、失業手当の付与は考えないものとする。(11) と (14) から次の関係が導かれる。

$$\begin{aligned} \hat{U}/\hat{T} &= (\hat{w}_1 - \hat{w}_2)/\hat{T} \\ &= \xi(\hat{r}/\hat{T} + 1) - (\hat{w}_2/\hat{T}) \end{aligned} \quad (26)$$

さらに、定理 3 および  $v_1=1$  ( $\xi=1$ ) から、 $g_{21}=g_{22}=U\lambda_{L1}$  に注意して、(22') と (23') を (26) に代入し整理すれば次の関係を得る。

$$\hat{U}/\hat{T} = 1 \quad (26')$$

したがって、次の命題が得られる。

14) New View の修正は、本間 [11]、Lin [12] においても検討されている。

15) Miyagiwa [15] 参照。(25) の RHS の第 1 項は、法人部門の労働需要の変化率を表す一方で、第 2 項は、失業率の変化率を反映した項と考えられる。なぜならば、失業率 ( $L_v/L_0$ ) は、 $U$  の定義から、 $1-1/U$  で書き換えられるので、 $U$  と正の相関を持つことになり、 $U$  の変化率が失業率の変化率を示していることになる。

## 命題 2

農村部門の各要素の代替の偏弾力性がほとんどゼロに近い状態であり、財価格による完全な賃金インデクセーションが成立しているとする。この時、都市部門の地方政府の選択的な財産税の課税は、都市部門の失業率を丁度財産税の増税率と等しいだけ増加させる。

Miyagiwa [15] では、 $v_1=1$  ( $\xi=1$ ) を仮定した完全な財価格による賃金インデクセーションの下で、財産税が失業率を増加させるという結論を導いていた。しかし、本稿では、命題 2 が示すように、Miyagiwa [15] の仮定に加え、農村部門の各要素の代替条件に制約を課し、都市部門の租税負担が農村部門に転嫁されない状況を想定し、財産税の増税率だけ失業率が増加するという結論を導いている。

## 4. 財産税・失業手当が及ぼす厚生効果

本節では、財産税収の移転支出が消費者に与える厚生効果と都市失業者への失業手当の付与が厚生にどのような効果を与えるかについて検討する。4.1 節では、税収の移転支出の厚生効果を分析し、4.2 節では、失業手当の厚生効果そして前節の分析を考慮し、税収の移転支出と失業手当の経済に与える効果を総合的に比較・検討する。

### 4.1 財産税収の移転支出の厚生効果

本小節では、均衡予算帰着の仮定の下で財産税収の移転支出が各消費者に与える効果と、失業手当の影響を厚生効果によって調べることにする。この問題を調べるためには、財産税収の移転支出または失業手当の付与が厚生をどのように変化させるかを調べる必要がある。そこで前節の(9-1)~(9-3)で定義したような間接効用関数を用いて、その変化について具体的に導出してゆくことにする。

財産税の各々の消費者への影響は、(9-1)~(9-3)を  $t$  について微分することによって求められる。<sup>16)</sup>

まず、全ての財価格および要素価格は初期に 1 であることに注意し、(9-1)を  $t$  に関して微分し、ロワの恒等式 ( $\partial V_{K1}/\partial p_1 = -h_1 Y_{K1}$ ) を用いて整理すれば、

$$dV_{K1}/dt = Y_{K1}[(\bar{r}/dt) + h_1 - (\bar{p}_1/dt)]$$

16) 前節で仮定されているように、初期税率ゼロ ( $t=0$ ) とし、失業手当の付与は考慮しない。すなわち、 $dz=0$  の場合の財産税の課税 ( $dt$ ) の分析を行うことに注意しておこう。

となる。ただし、 $Y_{K1}$  を都市の資本家の所得の限界効用とする。

(10), (12) を用いて上式を書き換えれば次式となる。

$$dV_{K1}/dt = Y_{K1}[(1 - h_1 \xi/v_1)(\bar{r}/dt) + h_1(1 - \xi/v_1)] \quad (9-1')$$

さらに、(9-2) と (9-3) を  $t$  に関して微分し、(9-1) と同様に若干の式変形を行えば次のようになる。

$$dV_{L1}/dt = Y_{L1}[(\xi/v_1)(v_1 - b_1)(1 + \bar{r}/dt) + b_1] \quad (9-2')$$

$$dV_{LU}/dt = Y_{LU}[b_u - b_v(\xi/v_1)(1 + \bar{r}/dt)] \quad (9-3')$$

ただし、 $Y_{L1}$ ,  $Y_{LU}$  は、各々都市部門の労働者と失業者の所得の限界効用を表す。(9-1')~(9-3') は、財価格による完全な賃金インデクセーションを考え、条件 2 を用いると次のように書き換えられる。

$$dV_{K1}/dt = Y_{K1}[(1 - h_1)(\bar{r}/dt)] \quad (9-1'')$$

$$dV_{L1}/dt = Y_{L1}[\{1 + (\bar{r}/dt)\} - b_1(\bar{r}/dt)] \quad (9-2'')$$

$$dV_{LU}/dt = -b_u Y_{LU}(\bar{r}/dt) \quad (9-3'')$$

さらに、(22') から  $\bar{r}/\hat{T}(\bar{r}/dt) < 0$  が分かるから、財産税収の資本家への移転支出は 1 を超えないという仮定から、 $1 > h_1 > 0$ であることを考慮すれば、(22) と (9-1') および定理 2、条件 2 から次の命題を得る。

### 命題 3

農村部門の各要素の代替の偏弾力性がほとんどゼロに近い状態であり、資本家の財産税収の移転支出が 1 を超えず、財価格による完全な賃金インデクセーションが成立しているとする。この時、都市部門の地方政府の選択的な財産税の課税は、資本家の厚生を引き下げる。

この命題における農村部門の要素代替に関する制約を除けば財産税は、都市部門の資本家の資本シェアが 1 を超えない下で厚生を引き下げるという結論は Lin [12] で導かれたそれと類似している。Lin [12] では、財産税は物品税の形で考慮されていたので、資本家の課税財のシェアが 1 を超えないとされていたが、結論の本質はほとんど変わりはない。

また、Lin は失業を考慮しておらず、都市部門の要素条件に関しては、資本が労働に比べ相対的に豊富ならば資本集約的とされていたが、Miyagiwa [15] では、都市部門が失業を含んだ上での

資本・労働比率を考慮し、その比率が大きい(小さい)状況を資本(労働)集約的(capital(labor) intensity)と呼んで分析を行っていた。一方、Miyagiwa [15]では、資本集約的な都市部門を想定し、部門内での要素代替が生じる状況を想定しているが、本稿のモデルは、農村部門の要素代替が非常に生じにくい状況を想定している。また、Miyagiwa [15]のモデル同様に失業の生じる要因を労働組合や賃金の下方硬直性等に求め、財価格による賃金インデクセーションでモデル化している。そして、本稿の結論は完全な財価格によるインデクセーションが行われた場合には、税収の一括所得移転を考慮しても資本家の厚生は下がることを導いている。

次に、(9-2')について、(21)の  $\hat{r}/dt$  は、資本収益の初期価格は1、さらに初期税率がゼロであることから、 $dr/dt$ 、すなわち、 $\hat{r}/\hat{T}$  と同値であるから次の条件を考えよう。

### 条件 3

資本家の財産税の負担増加率が増税率を超えないとする。すなわち、

$$|\hat{r}/\hat{T}| < 1$$

したがって、(21)と(9-2')から、定理2及び条件2、3を考慮すれば次の命題を得る。

### 命題 4

農村部門の各要素の代替の偏弾力性がほとんどゼロに近い状態であり、さらに資本家の税負担増加率が増税率を超えず、財価格による完全な賃金インデクセーションが成立しているとする。この時、都市部門の地方政府の選択的な財産税の課税は、都市労働者の厚生を引き上げる。

命題4を命題1及び命題3と比較しながら検討することは有益であろう。命題1では、資本家と労働者は土地所有者よりも相対的に重い税負担をすること、およびその税負担は資本家と労働者では中立的であることを述べているが、命題3では、財産税収の移転支出が行われた後でも資本家の厚生は引き下げられることを示し、命題4では、逆に引き上げられることを示している。このことは財産税の負担は資本家と労働者が中立的であるが、税収の移転支出が行われた後では、資本家の租税負担の一部が労働者へ再分配されたことを示している。したがって、移転支出後に各消費者の厚生効果を比較すると、資本が労働よりも相対的に重い税負担をすることが分かる。

第三に、(22)と(9-3')から、定理2及び条件2を考慮すれば、都市失業者の厚生に関しては次の命題としてまとめられる。

### 命題 5

農村部門の各要素の代替の偏弾力性がほとんどゼロに近い状態であり、財価格による完全な賃

金インデクセーションが成立しているとする。この時、都市部門の地方政府の選択的な財産税の課税は、都市失業者の厚生を引き上げる。

この命題に関しては注意が必要である。都市部門の失業者の中には、財産税の課税によって労働者から失業者に転じてしまったものが含まれていると考えられる。その場合には、事後的に失業者の厚生が引き上げられたとしても、労働者として働いた上で賃金を得て、政府から一括所得移転を受けて厚生が引き上げられた場合と比較したとすれば、必ずしも厚生は引き上げられたとは言えない可能性がある。したがって、事前及び事後を通して失業者であった者に関しては、確実に厚生は引き上げられたといえるが、労働者から失業者に転じた者に関しては、政府からの一括所得移転が行われなかった場合と比較して、行われた場合に厚生が引き上げられたという結論にとどめられる。しかし、残念ながら本稿のモデルに関しては、このような2種類の失業者を区別することはできず、失業者の厚生効果については不十分なものであるかも知れない。

#### 4.2 失業手当の厚生効果と失業率への影響

まず、都市失業者への失業手当の付与の効果は、(9-3)を $z$ について微分することによって求められる。<sup>17)</sup>

前小節で考慮したように全ての財価格および要素価格は初期に1であることに注意し、(9-3)を $z$ に関して微分し、ロワの恒等式( $\partial V_{LU}/\partial b_1 = -b_u Y_{LU}$ )を用いて整理すれば次式となる。

$$dV_{LU}/dz = Y_{LU}[1 - b_u(\xi/v_1)(\hat{r}/dz)] \quad (9-3'')$$

次に、(20)を $\hat{r}/dz$ について解けば、定理1が成立していればゼロであることが分かるので上式から次の関係を得る。

$$dV_{LU}/dz = Y_{LU} > 0 \quad (9-3''')$$

したがって、定理1および(9-3''')から次の命題を得る。

#### 命題6

農村部門の各要素の代替の偏弾力性がほとんどゼロに近い状態であるとする。この時、都市部門の失業者への失業手当の付与は、失業者の厚生を引き上げる。

17)  $dt=0$ とし、失業手当の付与と同時に財産税の課税は行わないこととする。

この命題は、Miyagiwa [15] の失業手当の賃金・利潤率比への影響を厚生効果の視点から眺めたものである。本稿で考慮されている失業手当は、Miyagiwa [15] 同様に具体的な財源を考慮していない。したがって、金融政策において中央銀行がヘリコプター・マネーの形で貨幣を市場にばらまくような状況を想定しており、具体的に租税等の税収による財源確保を考慮しておらず、したがって、ディストーションが生じない形で財源を得て、移転支出するわけであり、失業者の厚生は当然引き上げられる。しかし、ヘリコプター・マネーは、理論上はよく用いられる設定ではあるが、現実の政策としては考慮しにくいものであろう。<sup>18)</sup>

次に、失業手当の失業率への影響を見ることにしよう。まず、(11)、(14) から、 $\hat{T}=0$  で評価すれば次式を得る。

$$\begin{aligned}\hat{U}/dz &= [(\hat{w}_1/dz) - (\hat{w}_2/dz)] + \phi \\ &= [(\xi \hat{r}/dz) - (\hat{w}_2/dz)] + \phi\end{aligned}\quad (26'')$$

(20) を定理 1, 条件 2 を考慮し、 $\hat{T}=0$  で評価するところで、 $\hat{r}/dz$ ,  $\hat{w}_2/dz$  で解けば次のようになる。

$$\begin{aligned}\hat{r}/dz &= 0 \\ \hat{w}_2/dz &= \lambda_{K1} \theta_{M2} g_{25} g_5 > 0\end{aligned}$$

したがって、(21') から、 $|J| = \lambda_{K1} \theta_{M2} g_{22} g_5$  を考慮すれば条件 2 から、 $v_1 = 1$  ( $\xi = 1$ ) および  $g_{21} = g_{22} = U \lambda_{L1}$  を考慮して (26'') を書き換えれば次式を得ることができる。

$$\hat{U}/dz = 0$$

したがって、次の命題を導くことができる。

#### 命題 7

農村部門の各要素の代替の偏弾力性がほとんどゼロに近い状態であり、財価格による完全な賃金インデクセーションが成立しているとする。この時、都市部門の失業者への失業手当の付与は、都市部門の失業率を変化させない。

18) 財産税収の移転支出を失業手当として考えることもできる。例えば、移転支出を失業者のみに与えることを仮定し、厚生効果を見る場合に  $b_u = 1$ ,  $b_1 = k_1 = 0$  として分析を行うことも可能であろう。

Miyagiwa [15] の命題では、失業手当の付与は失業率の上昇を引き起こすことが述べられているが、この命題は、農村部門の要素需要と賃金インデクセーションに限定的な状況を想定すれば、失業率は必ずしも上昇することはないことを導いている。つまり、失業手当の財源そのものが市場にディスティーションを及ぼさないヘリコプター・マネーの性格を持ち、また、実質値で賃金が決まる完全インデクセーションを想定していることが、失業手当が全く市場に影響しないという状況を可能としていると考えられる。

#### 4.3 失業者への財産税収の移転支出と失業手当の厚生効果の比較

本小節では、失業者に対する財産税収の移転支出と失業手当の付与の効果とを比較しよう。(9-3'') と (9-3''') を比較すれば次のような関係を得る。

$$[dV_{LU}/dz] - (dV_{LU}/dt) = Y_{LU} [1 + b_U(\bar{r}/dt)] \quad (27)$$

したがって、(27) の符号の決定に際し、定理 3 を考慮し次のような定理を考えよう。

##### 定理 4

失業者の財産税収の分配シェアが 1 を超えないという仮定から、 $1 > b_U > 0$  であること、また、条件 3 から財産税の資本家の租税負担が増税率を超えないことを考慮すれば、 $1 + b_U(\bar{r}/dt) > 0$  を得る。

したがって、(27) は定理 3 ~ 4 から次の命題を導く。

##### 命題 8

農村部門の各要素の代替の偏弾力性がほとんどゼロに近い状態であり、財価格による完全な賃金インデクセーションが成立し、失業者の財産税収の分配シェアが 1 を超えず、資本家の租税負担増加率が増税率を超えないとする。この時、都市部門の失業者への財産税収の移転支出または失業手当の付与は、後者が前者に比べ失業者の厚生をより引き上げる。

この命題は、Miyagiwa [15] で考慮された失業手当が賃金・利潤率比を上昇させるという結論を厚生効果で分析した後、新たに本稿で検討した財産税収の移転支出の厚生効果を比較したものであるから、財産税を徴収し、それを一括所得移転するよりも、直接失業手当を付与した方が失業者の厚生はより高められると結論付けられることになる。

したがって、4.2 節の命題 7 と併せて検討すれば、失業手当は財産税収を移転支出するよりも失業者の厚生を高め、かつ失業率を上昇させないという理想的な政策とすることができる。しかし、

Miyagiwa [15]と同様に本稿のモデルにおいても失業手当の財源については具体的な仮定はなされておらず、ヘリコプター・マネーの性格を持つと考えられるから、地方政府が行政区域内から財産税を徴収し、失業者を含め一括所得移転するというディストーションを伴う政策と比較すれば、政策的に優位という結論が導かれるのはモデルの設定上からすれば当然であるかも知れない。したがって、本稿モデルでは、これ以上の議論は難しく、実際の政策等に関する分析を行う場合には、さらに厳密なモデルによる議論が用意されるべきであるかも知れない。

## 5. むすび

本稿では、都市部門に失業がある財産税帰着の一般均衡分析と失業率または各消費者の厚生の変化について比較・検討してきた。

ここでは、伝統的なHTモデルから賃金の下方硬直性が都市部門に失業を生じさせる要因とし、また、Miyagiwa [15]にしたがい都市部門の期待賃金率は財価格による賃金インデクセーションのルールで決まるとすることで都市部門に特化的な失業が生じるモデルを構築した。

一方、Lin [12]、Henderson [10]に見られるような均衡予算帰着の前提に立ち分析を行っている。均衡予算帰着は、政府の予算を均衡させるという制約のもとで租税の帰着を分析するものである。本稿では、地方政府は域内から得た財産税収を各消費者に一括所得移転し、要素所得分配への効果と各消費者の財産税収の移転支出後の厚生効果を分析した。

そして、Miyagiwa [15]と同様の前提で都市失業者に失業手当を与えた場合の厚生効果と政府による財産税収の移転支出後の厚生効果とを分析し、比較・検討した。さらに、Miyagiwa [15]にしたがい両者の失業率への影響を分析し、厚生効果の比較を試みた。

次に、本稿の分析から得られた結論を以下に示しておこう。

- 1) 伝統的な財産税帰着のNew Viewの結論との比較である。Mieszkowski [14]のNew Viewの論点は、本稿モデルのような特定地域に選択的に財産税が課される場合には、excise effectを通じて移動不可能要素の所有者（労働者または土地所有者）が相対的に重い税負担をするというものであった。しかし、本間 [11]等は、資本集約的な部門に対する課税は、資本家が相対的に重い税負担をするという結論を導きNew Viewの修正を行った。

しかし、本稿の結論にはさらに修正がみられる。本稿モデルは、資本及び労働(失業を含む)は移動可能要素とし、土地のみを固定的な移動不可能要素とした。財産税帰着を要素所得分配から見ると、農村部門の要素代替がほとんどなく、完全な財価格による賃金インデクセーションが成立しているならば、資本と労働が土地よりも相対的に重い税負担をするが、資本と労働は中立的で等しい税負担をすることが分かった。

したがって、本稿モデルのような限定的な状況では、部門間移動が可能な労働が資本と同様に相対的に重い税負担をする一方で、移動不可能な土地は税負担が軽減されるというNew

View をさらに修正した結論が導かれた。また、農村部門の要素代替に制約を加えることは、各部門の要素集約条件を課さずに結論を導くことが可能となり、これまでの New View の結論とは異なった状況の分析を行っていることに注意しておくべきであろう。

- 2) 失業率の変化についてである。Miyagiwa [15] では、財産税の課税および失業者に対する失業手当は失業率を増加することが述べられていたが、本稿では、前述のような限定的な状況を想定するならば、失業手当は失業率を上昇させないという修正された結論が導かれている。しかし、失業手当の効果が都市部門から農村部門に及ばないことを想定し導かれたものであるから、かなり限定された状況の結論であろう。
- 3) 財産税収の移転支出後の各消費者の厚生効果についてである。財産税を徴収した政府は、その行政区内住民に一括所得移転する。その場合、資本家は移転支出後も租税負担分の全てが戻ってくるわけではなく厚生は引き下げられるが、労働者は資本家の租税負担の一部を移転支出の形で受け取るために厚生が引き上げられることになる。失業者は、租税負担を行っておらず、移転支出分だけ厚生は引き上げられる。

したがって、財産税帰着を移転支出後で見れば、資本家が労働者（失業者を含む）よりも相対的に重い税負担をするという伝統的な財産税の New View の結論が確認されている。

- 4) 失業者の厚生効果を財産税収の移転支出と失業手当で比較することである。両者ともに失業者の厚生を引き上げる方向に働くという結論を導いているが、効果の大小を比較すると、要素、生産物および財市場にディスティーションを与えない失業手当の付与が財産税収の移転支出よりも厚生は引き上げられることが分かる。しかし、本論でも述べたように失業手当は、ヘリコプター・マネーのようなはっきりしない財源を想定しているので、本稿モデルは効果の大小関係を比較するには十分ではなく、これからの研究課題である。

最後に残された問題を指摘しておく。第1に、本稿では、Harris and Todaro [9] および Miyagiwa [15] と同様に開発途上国的な経済モデルを想定してきた。しかし、先進国を想定する時、本稿モデルに新たな視点が現れてくる。その一つが固定要素の土地の取扱いであり、先進国を想定するならば都市部門の固定資産としてモデル化した方が稔りある結論が得られるかも知れない。第2に、帰着結果導出に際しては、農村部門の要素代替がほとんど生じないことを仮定したが、モデルで都市部門に失業が生じやすいことを想定しているとすれば、都市部門の要素代替が生じにくい状況を仮定した方が興味ある関係が導かれるかも知れない。第3に、財産税の課税にともなって、失業率が上昇することが導かれているが、新たに労働者から失業者になった者の元々の失業者に占める割合等は、本稿モデルでは明示的に示すことはできず、失業者の厚生効果を分析するには不完全であった。これは改善すべき重要な問題点であり、今後に残された課題としておきたい。第4に、本稿モデルでは、上述したように失業手当に関して具体的な財源を考へておらず、結論が不十分なものとなった。しかし、本稿で扱った財産税収の移転支出を何等かの仮定を設け失業手当と考えるならば、新たな次元の洞察を付け加えることが可能となろう。

## 参 考 文 献

- [1] Aaron, H. J., *Who Pays the Property Tax ? : A New View*, Brookings Institution, 1975, Washington, D. C.
- [2] Atkinson, H. J. and J. E. Stiglitz, *Lectures on Public Economics*, McGraw-Hill, 1980, New York.
- [3] Basu, K. C., "Optimal Policies in Dual Economies," *Quarterly Journal of Economics*, 95, 1980, pp. 187-196.
- [4] Behuria, S., "Taxation and Employment in General Equilibrium : A Two-Sector Analysis," *Journal of Development Economics*, 14, 1984, pp. 219-239.
- [5] Benassy, J. P., *Macroeconomics : An Introduction to the Non-Walrasian Approach*, Academic Press, 1986, New York. (辻正次訳, 『マクロ経済学—非ワルラス・アプローチ入門』, 多賀出版, 1990年, 東京.)
- [6] Bhagwati, J. N. and T. N. Srinivasan, "On Reanalyzing the Harris-Todaro Model : Policy Ranking in the Case of Sector-Specific Wages," *American Economic Review*, 64, 1974, pp. 502-508.
- [7] Courant, P., "A General Equilibrium Model of the Heterogeneous Local Property Tax," *Journal of Public Economics*, 8, 1977, pp. 313-328.
- [8] Harberger, A. C., "The Incidence of the Corporation Income Tax," *Journal of Political Economy*, 70, 1962, pp. 215-240.
- [9] Harris, J. R. and M. P. Todaro, "Migration, Unemployment and Development : A Two-Sector Analysis," *American Economic Review*, 60, 1970, pp. 126-142.
- [10] Henderson, J. V., "Property Tax Incidence with a Public Sector," *Journal of Political Economy*, 93, 1985, pp. 648-665.
- [11] 本間正明, 『租税の経済理論』, 創文社, 1982年, 東京.
- [12] Lin, C., "A General Equilibrium Analysis of Property Tax Incidence," *Journal of Public Economics*, 29, 1986, pp. 113-132.
- [13] McLure, C. E., "The New View of the Property Tax : A caveat," *National Tax Journal*, 30, 1977, pp. 69-79.
- [14] Mieszkowski, P. M., "The Property Tax : An Excise Tax or a Profit Tax ?," *Journal of Public Economics*, 1, 1972, pp. 73-96.
- [15] Miyagiwa, K., "Corporate Income Tax Incidence in the Presence of Sector-specific Unemployment," *Journal of Public Economics*, 37, 1988, pp. 103-112.

(1991年11月11日提出)